2024年(令和6年)
9月号 vol.265
千葉市消費生活センター

暮らしの情報 いずみ

悪質商法 ひっかからん蔵

令和6年7月 相談件数
490件
（前 月 比：18件）
（前年同月比：18件）

掲載内容

- 9月は高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間です！
- 高齢者を狙った消費者トラブルにご注意を
- 高齢者の消費者トラブルを防ぐ「みまもり」
- 令和５年度消費生活相談概要
- 消費者被害注意報

9月は高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間です！

悪質商法による高齢者の被害を防ぐため、9月に関東甲信越ブロック1都9県6政令市及び国民生活センターが共同でキャンペーンを実施します。

悪質商法の事例と対処法を漫画やイラストでわかりやすく解説しているリーフレットを区役所や公民館、コミュニティセンターなどで配布します。

高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン
リーフレットのダウンロードは こちら

高齢者特別電話相談 9月19日(木)・20日(金) 9:00～16:30

商品・サービスの契約に関するご相談 ☎043－207－3000【相談専用】

高齢者はなぜ消費者被害に遭いやすいのか

高齢者の多くは「お金」「健康」「孤独」の不安を抱えています。悪質な業者はこれを利用して年金や貯蓄などの財産を狙っています。一人で自宅にいる高齢者は、販売業者からの突然の電話による勧誘（電話勧誘販売）や家庭への訪問による勧誘（家庭訪販）にも注意が必要です。

みんなで消費者トラブルを防ごう

自分は大丈夫と思いこまず、日頃から消費者トラブルの事例を知るようにしましょう。

高齢者の身近にいる家族など、まわりの方が、日頃から本人の様子を見守りましょう。

不審な電話や訪問を受けた場合の相談先などを共有しておきましょう。

高齢者を狙った消費者トラブルにご注意を

給湯器の点検商法

給湯器の点検商法に関する相談が全国で多く寄せられています。

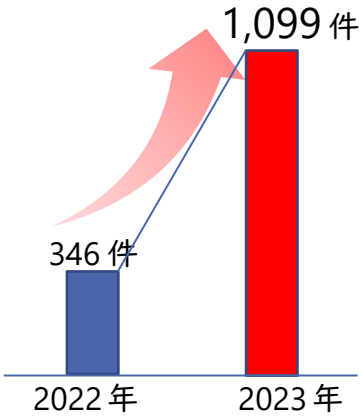

（両年とも 4～12 月の件数）
※出典：国民生活センター発表情報

予想される手口

⚠ 電話や訪問で突然、給湯器の「無料点検」を持ち掛けてくる。

⚠ 点検後、「このままでは壊れる」「ガス漏れの危険がある」と不安をあおり、高額な給湯器への交換を迫る。

✧ 電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。

✧ 「交換が必要」「今なら割引できる」などと言われても、その場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。

✧ 契約について不安に思ったり困ったりしたときは、できるだけ早く消費生活センターに相談しましょう。

新紙幣発行に便乗した詐欺

7月に新しいデザインの紙幣が発行されましたが、すでにこれに便乗した詐欺被害が発生しています。

電話や訪問で
「旧紙幣が使えなくなる」
「その新紙幣は偽札だから交換が必要」
などと言われても、第三者に現金やキャッシュカードを絶対に渡さないでください。

✧ 旧紙幣は引き続き使えます。

✧ 金融機関や行政機関が紙幣の交換を求めることはありません。

✧ 新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、警察に相談しましょう。

電話勧誘のトラブル対策

通話録音装置等の設置経費補助【予約受付中】

悪質な電話勧誘による消費者被害を未然に防止するために、迷惑電話防止機能付き電話機等を購入・設置する高齢者の方に補助金を交付します。申請前に電話予約が必要です。まずはお問い合わせください。

電話予約
043-207-3601 ～ 3
千葉市迷惑電話補助 検索

予告

「悪質商法等被害防止講演会」11 月開催決定！
詳しくは１１月号でお知らせします。

高齢者の消費者トラブルを防ぐ「みまもり」

消費者被害の未然防止・早期発見・拡大防止のために、身近な高齢者の「みまもり」が重要です。

こんな変化はありませんか？

- ☐ 見慣れない人が出入りしている
- ☐ 不審な電話のやりとりがある
- ☐ 見慣れないものが増えてきた
- ☐ 見積書、契約書などの不審な書類や名刺がある
- ☐ 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡がある
- ☐ 急いで銀行や ATM に行っている

もし変化に気づいたときは、「何かお困りではないですか？」「最近〇〇の被害が多いらしいですよ」などと声をかけて、本人が早めに消費生活センターに相談できるようにサポートしましょう。

千葉市消費生活センター
☎043－207－3000

令和５年度消費生活相談概要

相談件数は５，９８２件　（うち６０歳以上の相談件数が４割）

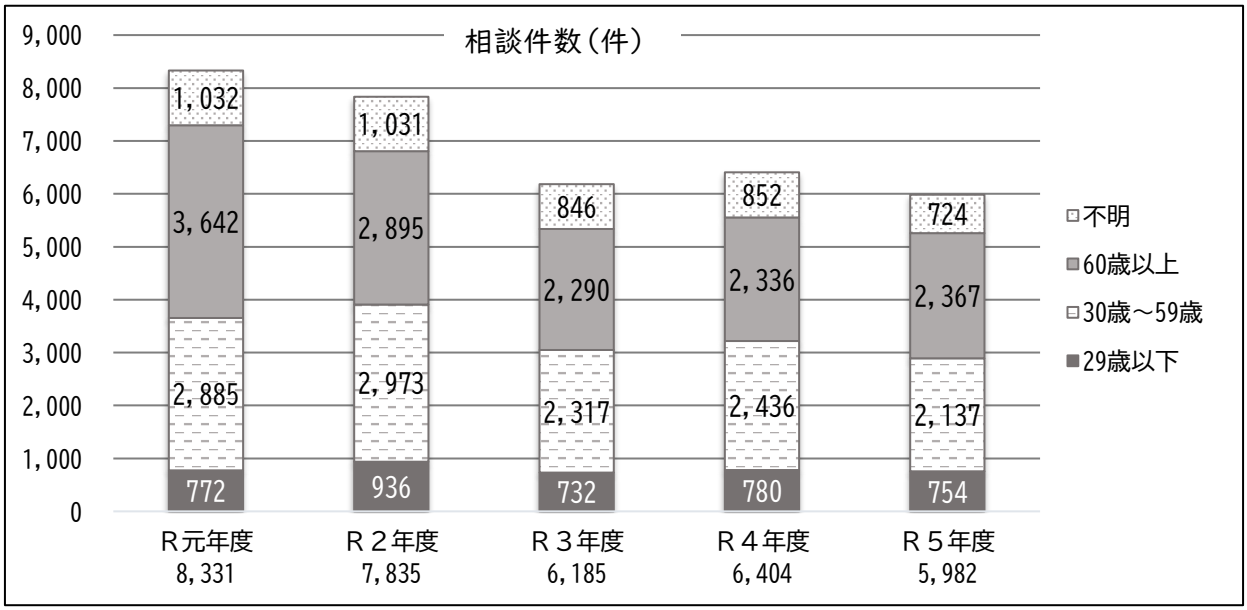

相談の多かった商品・サービス

令和５年度に、特に多く寄せられた相談内容は以下のとおりです。

１位	商品一般 512 件	商品が特定できない、または商品が複数の分類にまたがっている相談 （事例）「クレジットカード会社から身に覚えのない請求を受けた」
２位	賃貸アパート 233 件	集合住宅の賃貸借・使用貸借、賃貸マンション・アパート等に関する相談 （事例）「退去を申し出たところ、高額な修理代を請求されて、納得できない」
３位	役務その他サービス 217 件	役務に関する相談のうち、該当する分類項目がない相談 （事例）「ネット閲覧中、画面上にウィルス感染したと警告が出たので、記載の電話番号に電話し、セキュリティサポートの契約を締結した。プリペイドカードにより支払いを行ったが、詐欺ではないのか。」

注意が必要な相談事例

「定期購入で申し込んだサプリメントを摂取して体調不良が生じたため解約を申し出たが、拒否されて不満である」など、“健康食品・サプリメント”に関する相談が寄せられています。本来、健康の維持・増進の基本は、「栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養」です。安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、補助的なものとして上手に利用しましょう。

〈健康食品とは?〉 一般的に、健康に良いことをうたった食品全般をいいます。

健康食品を利用するときに注意したいポイント！

- 広告のキャッチコピーや利用者の体験談のみを信用するのではなく、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所ウェブサイト「健康食品」の安全性・有効性情報などの信頼できる情報源で、成分の安全性と有効性に関する情報を調べましょう。
- 思わぬ健康被害を受けることがあるので、複数利用や、医薬品的な効果を期待して利用しないようにしましょう。また錠剤・カプセル状の製品は過剰摂取になりがちです。
- 自己判断での医薬品との併用は避け、不調を感じたら必ず医師・薬剤師などの専門家に相談しましょう。

■■■ 千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク ■■■

消費者被害注意報

No. 115

SNSでの投資詐欺に騙されないで！

【事例１】ＳＮＳ上で著名人を名乗る投資話の勧誘

SNS 広告の有名経済評論家の投資体験談に惹かれ、メッセージアプリに登録すると、アシスタントを名乗る人から投資話が届いた。有名な評論家なら信用できると思い 100 万円振り込むと、次々に投資を勧められ、総額 1,500 万円を振り込んだが出金できない。

【事例２】ロマンス詐欺

マッチングアプリで出会い、恋愛感情を持った相手から、「ふたりの将来のため」と勧誘され、紹介された投資サイトへ投資した。出金しようとしたところ、保証金を要求され、マッチングの相手に相談したところ、連絡が途絶え、投資サイトとも連絡できなくなった。

【事例３】SNS 上の投資グループ内で勧誘される詐欺的な FX 取引

SNS 上の投資グループに参加し、FX取引を始めた。グループ内での指示どおり、指定された個人口座に振り込んだ。サイト上で利益が出たかのように表示されたので出金しようとしたが、出金できない。

消費者トラブル防止のために

悪質商法
ひっかからん蔵

- **「必ずもうかる」「あなただけ」といった文言は、まず疑いましょう。**
- **SNS 上で出会った相手からお金の話が出たら、注意しましょう。**
- **振込先に個人名義の口座を指定された場合は、詐欺です。**
- **FX 取引を行う場合は、必ず金融庁の HP で金融商品取引業の登録の有無を確認しましょう。**
- **取引画面では利益が出ているように見えても、画面自体が架空であり、実際の取引は行われていない場合があるので注意が必要です。**
- **いったん振込してしまうと、被害の回復が困難です。安易に資金を振り込むことはやめましょう！**

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 ☎０４３－２０７－３０００

※月曜日～土曜日　9:00～16:30　※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター　TEL: 043－207－3602　FAX: 043－207－3111